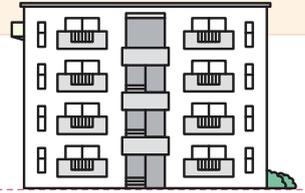


info

令和7年度 うるま市営住宅入居者募集 空家待ち募集申込期間のお知らせ



- しおり配布期間** 10/1(水)~15(水) 8:30~17:15
- お申込みの期間** 10/1(水)~15(水) ※土日・祝日を除く
- しおり配布場所**
 - ・施設保全課市営住宅係(本庁舎西棟2F)
 - ・本庁舎(東棟1F総合案内近く)
 - ・石川出張所、与那城出張所、勝連出張所(市民課窓口)
 - ・うるみん(1F管理室、3F健康支援課)



詳細はこちら



※重要事項:よくお読みください

- ・空家待ち募集とは、これから発生する空き家に対する入居希望者を募集し、抽選で待ち順位を決めて、空家発生後に入居の案内をすることです。
- ・今回実施する空き家待ちの入居者募集は、令和8年度(R8/4/1~R9/3/31)の期間に発生した空家を対象としております。



スケジュール



- ・市営住宅の申込資格については、収入基準をはじめいろいろな制限があります。お申込みをされる場合は「しおり」を最後までよく読んでお申込みください。

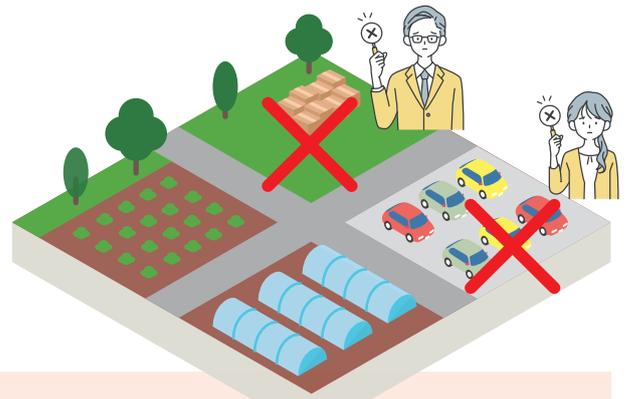
申 問 うるま市営住宅指定管理者 (株)レキオス 公営住宅課 ☎943-0309

info

STOP!!農地の目的外利用は法律違反です!

農地は本来、耕作を目的として利用される土地です。しかし近年、無許可で「駐車場」「資材置場」「埋立」など、農地本来の目的とは異なる使い方をしている事例が増えています。

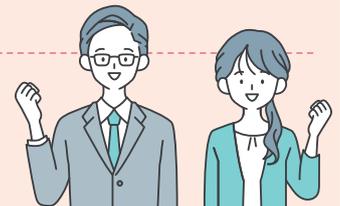
同様に、農業振興地域内の農用地区域では、原則として農業以外の用途での利用はできません。これらに違反した場合、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)や農地法に基づき、以下のような罰則があります。



違反時の 主な罰則

- ・農振法違反: **地権者に対し、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金**
- ・農地法違反: **違反者・請け負った事業者に対し、3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の場合)**

違反した場合、各種法令により罰則規定がありますので、ご注意ください。農業施設設置や農業以外の利用計画がある際には、事前に必ずご相談をお願いいたします。



【農業振興地域について】
農林水産政策課 ☎923-7607

【農地について】
農業委員会事務局 ☎923-7608